

(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業連携協定書

(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、静岡市（以下「市」という。）と、東海大学は、次のとおり連携協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、本事業により整備される予定の(仮称) 静岡市海洋・地球総合ミュージアム（以下「本施設」という。）のテーマである駿河湾に関する学術的知見を有し、かつ水族の飼育に関する人材、ノウハウ及び施設を有する唯一の団体である東海大学の協力を得て、市が本事業を実施していくための基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「関連契約」とは、基本協定、基本合意書及び業務委託契約の総称をいう。
- (2) 「基本協定」とは、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定める、市、落札者及び東海大学の間で締結される基本協定書をいう。
- (3) 「基本合意書」とは、本事業において東海大学が東海大学業務を行うにあたっての、市、事業者及び東海大学間の役割分担その他の合意事項を定める、市、事業者及び東海大学の間で締結される基本合意書をいう。
- (4) 「業務委託契約」とは、事業者が東海大学業務を東海大学に委託することに関する、事業者及び東海大学の間で締結される業務委託契約書をいう。
- (5) 「事業者」とは、本事業を遂行することを目的として落札者により設立され、市と本事業に関する事業契約を締結する特別目的会社をいう。
- (6) 「事業契約」とは、本事業の実施に関して、市と事業者との間で締結される事業契約書をいう。
- (7) 「東海大学業務」とは、本事業において東海大学が実施する、維持管理・運営業務（東海大学が実施する業務）の事前準備業務、開業準備に係る維持管理業務、飼育設備保守管理業務及び生物等管理業務の総称をいい、詳細は入札説明書等による。
- (8) 「入札説明書等」とは、令和2年2月28日付で公表された、本事業に係る入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）並びにその他の本事業の入札手続に関して市が公表した資料（いずれも別添・別冊・別紙関連資料その他一切の附属書類を含み、その後入札までに公表されたそれらの変更及び修正を含む。）をいう。
- (9) 「落札者」とは、本事業の入札手続により落札者として決定された単独又は複数の企業をいう。



(本事業における各当事者の役割)

第3条 東海大学は、入札説明書等及び業務委託契約に基づき、駿河湾の水族の飼育、展示の技術及び関連するノウハウ等を活用して、東海大学業務を実施する。

2 市は、本事業の発注者として、入札説明書等及び事業契約に基づき事業者を指導監督するほか、本事業の円滑な遂行のために必要な措置を行う。

3 東海大学は、東海大学が設置する海洋学部博物館敷地内の水族飼育設備を本施設のバックヤード機能として提供することとし、設備使用料については業務委託契約の委託料に含めるものとする。なお、本事業契約が解除された場合、水族の飼育、設備管理は市の責任において継続する。

4 市及び東海大学は、前各項のほか、東海大学業務以外の本事業に関連する事項（駿河湾研究に関する情報・コンテンツの提供及び教育普及事業等）についても、要求水準及び静岡市海洋文化拠点施設の学術コンテンツの集積等に係る協力に関する覚書（2019（令和元）年10月1日締結）等に基づき必要に応じて連携及び協力する。

(入札手続に関する協力)

第4条 東海大学は、市が実施する本事業の入札手続において、入札手続の各入札参加者と事前協議を実施する。

2 東海大学は、前項の事前協議において、各入札参加者に対して市と事前に合意した範囲の情報を提供するものとし、各入札参加者を公平に取り扱うものとする。

3 市及び東海大学は、いずれの責めにも帰すべからざる事由により、本事業に関する入札手続により落札者が決定されない場合（落札者が失格になった場合を含むがこれに限られない。）は、市及び東海大学が本事業に関して既に支出した費用は各自の負担とし、市及び東海大学間に相互に何らかの債権債務関係の生じないことを確認する。

4 東海大学は、落札者の決定後速やかに組成される事業コンソーシアムに、東海大学業務を担う協力団体として参加する。

(関連契約の締結等)

第5条 市及び東海大学は、本事業の落札者決定後速やかに、市、落札者及び東海大学の間で基本協定を締結する。

2 東海大学は、市と事業者との間の事業契約の仮契約の締結と同時に、本協定の内容を踏まえた市、東海大学及び事業者間の、東海大学業務に関する合意事項を定めた基本合意書を締結する。

3 東海大学は、基本合意書の締結後速やかに、事業者との間で東海大学業務に関する業務委託契約を締結する。

4 市及び東海大学は、前各項の関連契約が速やかに締結されるよう相互に協力する。

(三者協議会の設立)

第6条 市及び東海大学は、事業者と共に、三者協議会（仮称）を設立し、三者協議会（仮称）により東海大学業務の内容、履行方法その他の事項に関する疑義事項に対応する。

(準備行為)

第7条 東海大学は、関連契約の締結前であっても、自らの費用と責任において、東海大学業務その他の本事業に関する事項について必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で当該準備行為について東海大学に対して協力する。

(秘密保持)

第8条 市及び東海大学は、本事業又は本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本協定の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
- (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
- (3) 開示者が本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
- (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
- (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
- (6) 市が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報

2 市及び東海大学は、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせることを条件として、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本事業に関して必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

3 前項の場合において、第三者に秘密情報を開示する当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 東海大学は、市の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(本協定の変更)

第10条 本協定は、市及び東海大学の書面による合意がなければ変更することができない。

(本協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から基本合意書締結の日までとする。ただし、基本合意書の締結に至らなかった場合は、基本合意書の締結に至る可能性がないと市が判断して東海大学に通知した日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第8条から第10条まで、本条本項及び第12条から第14条までの規定の効力は、本協定の有効期間終了後も存続する。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、市及び東海大学は誠意をもって協議により解決するものとする。

(準拠法)

第13条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(裁判管轄)

第14条 本協定に関する紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[以下余白]

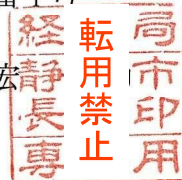
以上を証するため、本協定書 2 通を作成し、市及び東海大学は、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 3 月 16 日

静岡市：

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

静岡市長 田辺 信宏



東海大学：

神奈川県平塚市北金目 4 丁目 1 番 1 号

学長 山田 清志



局市印用
轉用禁止
經靜長專

轉用禁止